

○財務省告示第三百五十九号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十二号）の一部の施行に伴い、関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の二及び第八条において準用する電子計算機を適用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第四号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件（平成十七年三月財務省告示第三百三十号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年九月二十九日

財務大臣 谷垣 穎一

前文中「第一条の二及び第八条」を「第一条の三、第八条及び第九条」に改める。

本則中「第一条の二及び第八条」を「第一条の三、第八条及び第九条」に、「特例輸入者及び」を「特例輸入者、」に改め、「輸入する者」の下に「及び貨物を業として輸出する者」を加える。